

設置計画書等の公表方針

〔平成20年8月29日〕
副学長（総務担当）裁定

1 趣旨

設置計画書等を広く社会に公表することにより、東北大学が行う教育研究活動に係る状況の周知を図り、もって責任ある教育研究組織としての説明責任を果たすものとする。

2 公表対象組織及び書類

大学設置・学校法人審議会による設置審査（意見伺い・事前相談）の手続を経て設置された組織に係る次に掲げる書類を公表の対象とする。

- 一 設置計画書
- 二 設置報告書
- 三 設置計画履行状況報告書
- 四 改善意見等対応状況報告書

3 公表の方法

東北大学HPに組織名及び設置年度を、公表対象組織の属する部局のHPに前項に定める書類の種類及びその内容をそれぞれ掲載して、公表するものとする。

4 その他の取扱い

2及び3により公表するに当たっての具体的な取扱いは、別に定める。

附 則

この方針は、平成20年9月1日から施行し、施行の日以後に公表する設置計画書等について適用する。

附 則（平成30年7月3日改正）

この方針は、平成30年7月3日から施行し、施行の日以後に公表する設置計画書等について適用する。

附 則（令和3年6月23日改正）

この方針は、令和3年6月23日から施行する。